P１

社会保障審議会障害者部会

第８９回（H３０．３．２）　資料３

相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修制度の見直しについて

P２

　相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修制度の見直しについて

相談支援専門員について（現行）

（基準）

 ○ 指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員を配置。

（経緯）

 ○ 障害児（者）地域療育等支援事業等、補助事業による相談支援事業の担い手養成として平成10年より知的、身体、精神の障害種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。

 ○ 平成18年施行の障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、　その養成研修として障害者ケアマネジメント従事者養成研修を3障害を統一のものとして改定した相談支援従事者研修（初任者研修・現任者研修）が実施されることとなった。

 ○ 平成20年には社会保障審議会障害者部会において地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障害児支援や地域移行支援等について専門コース別研修（任意研修）を新設し、研修体制の充実が図られた。

（現状）

 ○ 指定特定・指定障害児相談支援事業所数　　　　　９，３６４箇所（平成２９年４月１日現在）

 ○ 上記事業所に配置されている相談支援専門員数　　１９，０８３人（平成２９年４月１日現在）

【相談支援専門員の要件】

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（３～１０年）

＋

研修の修了

初年度に「相談支援従事者初任者研修」を受講（３１．５時間）＋５年ごとに「相談支援従事者現任研修」を受講（１８時間）

→

相談支援専門員として配置

P３

相談支援専門員養成の現状及び課題

○　各都道府県による相談支援専門員の養成に関しては、これまで各都道府県の研修の指導者等向けの相談支援従事者指導者養成研修を国において実施してきており、各都道府県による養成研修の質の向上を図ってきた。しかし、各都道府県の研修実施体制に差があり、研修内容の違いが大きくなったり質の差が広がっているという指摘がある。

○　また、社会保障審議会障害者部会報告書（平成27年12月）では、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援専門員の養成について以下の指摘がなされた。

・　相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しを行うべき。

・　「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員等の研修カリキュラムの中にも位置付けるべき。

・　指導的役割を担う人材（主任相談支援専門員）の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。

○　さらに、「相談支援の質の向上のための検討会」における議論のとりまとめ（平成28年７月）では、人材育成の方策について以下のように提言されている。

 ・　基本相談支援を適切に行える相談支援専門員の育成を基盤とし、計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う。

 ・　より幅広い問題解決能力を要する支援、地域への働きかけを伴う支援等、個々の能力や経験等に応じた段階的な人材育成が図られる仕組み作りを検討する必要がある。

 ・　これまで実施されている「初任者研修」及び「現任研修」のカリキュラムの更なる充実に加え、事業所や地域において指導的役割を担う 「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な人材育成が図られるよう、例えば次期研修までの間に実地研修（ＯＪＴ）を組み込むべきである。

○　上記の指摘等を受け、現在求められる役割に対応できる相談支援専門員を養成していくための現行カリキュラムの見直し及び新たなカリキュラムの創設が必要となっている。

→

○　上記課題に対応すべく、平成28年～29年度において厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムの開発について取り組んできたところ。

P４

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

○　意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を充実する。

○　実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修（更新研修含む）の受講に当たり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(注)を追加。 （※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。）

○　さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。

現行

相談支援従事者実務要件＋相談支援従事者初任者研修（３１．５ｈ）＋専門コース別研修　（任意研修）

→相談支援専門員として配置

＋

相談支援従事者現任研修（１８ｈ）※５年毎に現任研修を受講（更新研修）＋専門コース別研修　（任意研修）

→相談支援専門員としての要件更新

改定後

相談支援従事者実務要件＋【カリキュラム改定】相談支援従事者初任者研修（４２．５ｈ）＋専門コース別研修（任意研修）※一部必須及び現任・主任研修受講の要件について検討

→相談支援専門員として配置

＋

【カリキュラム改定】相談支援従事者現任研修（２４ｈ）※５年毎に現任研修を受講（更新研修）＋専門コース別研修（任意研修）※一部必須及び現任・主任研修受講の要件について検討

→相談支援専門員としての要件更新

相談支援従事者実務要件＋【カリキュラム改定】相談支援従事者初任者研修（４２．５ｈ）＋専門コース別研修（任意研修）※一部必須及び現任・主任研修受講の要件について検討

→相談支援専門員として配置

＋

【カリキュラム改定】相談支援従事者現任研修（２４ｈ）※５年毎に現任研修を受講（更新研修）＋専門コース別研修（任意研修）※一部必須及び現任・主任研修受講の要件について検討＋３年以上の実務＋【カリキュラム創設】主任相談支援専門員研修（３０ｈ）

→主任相談支援専門員として配置

P５

相談支援専門員研修の告示別表（案）

初任者研修（現行） 講義 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義 時間数 ６．５ｈ

初任者研修（現行） 講義 ケアマネジメントの手法に関する講義 時間数 ８ｈ

初任者研修（現行） 講義 地域支援に関する講義 時間数 ６ｈ

初任者研修（現行） 演習 ケアマネジメントプロセスに関する演習 時間数 １１ｈ

初任者研修（現行） 合計 時間数 ３１．５ｈ

現任研修・更新研修（現行）　 講義 障害福祉の動向に関する講義 時間数 ２ｈ

現任研修・更新研修（現行）　 講義 地域生活支援事業に関する講義 時間数 ２ｈ

現任研修・更新研修（現行）　 講義 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義 時間数 ２ｈ

現任研修・更新研修（現行）　 講義 協議会に関する講義 時間数 ２ｈ

現任研修・更新研修（現行）　 演習 ケアマネジメントに関する演習 時間数 １２ｈ

現任研修・更新研修（現行）　 合計 時間数 １８ｈ

初任者研修（見直し後） 講義 障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義 時間数 ５ｈ

初任者研修（見直し後） 講義 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義 時間数 ３ｈ

初任者研修（見直し後） 講義 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義 時間数 ３ｈ

初任者研修（見直し後） 講義及び演習 ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習 時間数 ３１．５ｈ

初任者研修（見直し後） 実習 相談支援の基礎技術に関する実習 時間数 －

初任者研修（見直し後） 合計 時間数 ４２．５ｈ

現任研修・更新研修（見直し後） 講義 障害福祉の動向に関する講義 時間数 １．５ｈ

現任研修・更新研修（見直し後） 講義 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義 時間数 ３ｈ

現任研修・更新研修（見直し後） 講義 人材育成の手法に関する講義 時間数 １．５ｈ

現任研修・更新研修（見直し後） 講義及び演習 相談援助に関する講義及び演習コミュニティワーク 時間数 １８ｈ

現任研修・更新研修（見直し後） 合計 時間数 ２４ｈ

主任相談支援専門員研修 講義 障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義 時間数 ３ｈ

主任相談支援専門員研修 講義 運営管理に関する講義 時間数 ３ｈ

主任相談支援専門員研修 講義及び演習 相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習 時間数 １３ｈ

主任相談支援専門員研修 講義及び演習 地域援助技術に関する講義及び演習 時間数 １１ｈ

主任相談支援専門員研修 合計 時間数 ３０ｈ

P６

見直しスケジュール

初任者研修

平成２９年度から平成３０年度　都道府県による旧カリキュラムの研修実施

平成３０年度　カリキュラムの告示改正　新カリキュラムの内容等について周知

平成３１年度から平成３２年度　都道府県による新カリキュラムの研修開始

現任研修（更新研修）

平成２９年度から平成３０年度　都道府県による旧カリキュラムの研修実施

平成３０年度　カリキュラムの告示改正　新カリキュラムの内容等について周知

平成３１年度から平成３２年度　都道府県による新カリキュラムの研修開始

主任相談支援専門員研修

平成２９年度　告示新設　※報酬告示も見直し

平成３０年度～平成３２年度　国による研修の実施

平成３１年度～平成３２年度　準備が整い次第、都道府県による研修を順次実施

P７

２．サービス管理責任者等の研修制度の見直しについて

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について（現行）

（基準）

　○　サービス管理責任者については、障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置

・ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人

　　※利用者数61以上：１人に、利用者数が60人を越えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

・ グループホーム ・・・ 利用者30人:１人

　　※利用者数31以上：1人に、利用者数が30人を越えて30又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上

　○　児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所等ごとに１名を配置

（経緯）

　○　サービス管理責任者については、平成18年に障害者自立支援法施行により、サービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられ、その養成研修としてサービス管理責任者研修が実施されている。

　○　児童発達支援管理責任者については、平成24年に児童福祉法の改正により、サービス管理責任者と同様の者として位置付けられ、その養成研修として児童発達支援管理責任者研修が実施されている。

（現状）

　○　平成18年度から平成28年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が148,347人、 児童発達支援管理責任者研修が32,624人。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件】

実 務 経 験

障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（３～10年）。

＋

研 修 の 修 了

「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の一部を受講（１１．５ｈ）＋「サービス管理責任者研修」「児童発達支援管理責任者研修」を受講（１９ｈ）（一部講義及び演習は分野別に実施）

→サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置

P８

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成の現状及び課題

○ 現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、１回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めていない。

○ 　こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず受講者の質の担保が困難であることや、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されている。

　（平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」）

○　平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。

　（平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」）

○　一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。

→

○ 上記課題に対応すべく、平成27年度より３カ年で実施している厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発に取り組んでいる。

P９

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

○　一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修

　　を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。

　　※　平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。

○　分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。

　　※　共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。

○　このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒８年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。

　　※　新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行

サービス管理責任者実務要件

児童発達支援管理責任者実務要件

＋

相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を受講（１１．５ｈ）＋サービス管理責任者等研修共通講義及び分野別演習を受講（１９ｈ）

→サービス管理責任者児童発達支援管理責任者として配置

改定後

【一部緩和】

サービス管理責任者実務要件

児童発達支援管理責任者実務要件

※　実務要件に２年満たない　段階から、基礎研修の受講可

＋

【改定】基礎研修

相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を受講（１１ｈ）＋サービス管理責任者等研修（統一）研修講義・演習を受講（１７．５ｈ）

ＯＪＴ

一部業務可能

【新規創設】

サービス管理責任者等実践研修（１６．５ｈ）＋【新規創設】　専門コース別研修（任意研修）

→

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置

→

【新規創設】

サービス管理責任者等更新研修（６ｈ程度）※５年毎に受講

(注)一定の実務経験の要件

・実践研修：過去５年間に２年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある

・更新研修：①過去５年間に２年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している

P１０

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表（案）

相談支援従事者初任者研修講義（現行） 講義 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義 時間数 ６．５ h

相談支援従事者初任者研修講義（現行） 講義 ケアマネジメントの手法に関する講義 時間数 ２ h

相談支援従事者初任者研修講義（現行） 講義 地域支援に関する講義 時間数 ３ h

相談支援従事者初任者研修講義（現行） 合計 時間数 １１．５ h

共通講義及び分野別演習（現行） 講義 サービス管理責任者の役割に関する講義 時間数 ６ h

共通講義及び分野別演習（現行） 講義 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義 時間数 ３ h

共通講義及び分野別演習（現行） 演習 サービス提供プロセスの管理に関する演習 時間数 １０ ｈ

共通講義及び分野別演習（現行） 合計 時間数 １９ h

基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）（見直し後） 講義 障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義 時間数 ５h

基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）（見直し後） 講義 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義 時間数 ３h

基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）（見直し後） 講義 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義 時間数 ３h

基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）（見直し後） 合計 時間数 １１h

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（見直し後） 講義 サービス管理責任者の役割に関する講義 時間数 ４．５h

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（見直し後） 講義 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義 時間数 ５．５h

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（見直し後） 演習 サービス提供プロセスの管理に関する演習 時間数 ７．５ｈ

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（見直し後） 合計 時間数 １７．５h

実践研修 講義 障害福祉の動向に関する講義 時間数 １ｈ

実践研修 演習 サービス提供に関する講義及び演習 時間数 ７ｈ

実践研修 演習 人材育成の手法に関する講義及び演習 時間数 ２．５ｈ

実践研修 演習 他職種及び地域連携に関する講義及び演習 時間数 ６ｈ

実践研修 合計 時間数 １６．５ｈ

※更新研修については実践研修標準カリキュラム案を基に厚生労働科学研究にて開発中（６時間程度を想定）